

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(一〇五・森林整備課)……………1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(一〇六・都市計画課)……………1
- 道路区域の変更(一〇七・道路課)……………1
- 道路の供用開始(一〇八・道路課)……………1
- 建築基準法による道路位置の指定(一〇九・由利地域振興局建設部)……………2
- 教育委員会規則
- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

告 示

- 秋田県指定無形民俗文化財の指定(八・文化財保護室)……………7
- 秋田県指定有形文化財(歴史資料)の指定(七・文化財保護室)……………7
- 秋田県指定无形文化財の指定(八・文化財保護室)……………7
- 内水面漁場管理委員会指示
- コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持ち出し、移植及び放流等に係る指示(二)……………7
- 秋田県告示第百五号
- 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定による秋田県の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定に基づき、公表する。
- 平成二十一年三月十三日
- 秋田県知事 寺田 典城

(二・総務課)

- 人事記録の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則(三・総務課)……………3
- 秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則(四・高校教育課)……………7

教育委員会告示

- 秋田県指定有形文化財(建造物)の指定(六・文化財保護室)……………7
- 秋田県指定无形文化財の指定(八・文化財保護室)……………7
- 秋田県指定无形文化財の指定(八・文化財保護室)……………7

覧に供する。

農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局及び由利地域振興局並びに鹿角市役所、由利本荘市役所、にかほ市役所及び鹿角郡小坂町役場

秋田県告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長職務代理者から都市計画の図書の写しの送付があつたので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年三月十三日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画火葬場(一号秋田市斎場)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年三月十三日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

県道		道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	B	A					
日三市角館線	日三市角館線		仙北市角館町山谷川崎字高屋三六番から三五番一まで			六・三〇～一二・一〇	六・六〇～一〇・六〇	〇・〇七一
							六・三〇～一二・一〇	〇・〇七一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成二十一年三月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年三月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田 典城

秋田県知事 寺田 典城

別記様式(甲)

(A4判)

秋田県教育委員会職員人事記録

別記様式(甲)を次のように改める。

【甲表】				頁			
職員番号		ふりがな		備考			
職員ID		氏名					
(写真)		改姓年月日 旧 氏 名		性別			
				生年月日			
				本県採用 年月日			
				永年勤続基準 年月日			
			本籍				
			現住所				
			所属名				
			職名				
		学歴	学校名・学部学科名			修学期間	卒修等
採用試験等	名称・校種(教科・科目)			合格年月日			
資格免許等	名称・番号等			年月日・授与者等			
その他特記事項	休業・休職等			研修等			
				表彰等			
退職に関する記事							
退職事由							
退職年月日	年 月 日		在職年月	年 月			
退職時給料	級		号給	円			
退職給与金	種別	金額	在職年月	備考			
	退職手当	円	年 月				
	退職年金	円	年 月				
		円	年 月				

別記様式(乙)

(A4判)

別記様式(乙)を次のように改める。

【乙表】

頁

氏名		職員番号		職員ID	
所属名		職名			
勤務歴					
所属等	職名	年月	自:年月日	至:年月日	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

別記様式(丙)

(A4判)

別記様式(丙)を次のように改める。

【丙表】

氏名		職員番号		職員ID	頁
所属名		職名			
年月日	履歴事項	発令者			

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条第三項の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に定める日前に作成され、又は記載された人事記録については、電磁的方法により記録された人事記録とともに第五条の規定に従い保管しなければならない。

3 人事記録の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第四号

秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則
秋田県立高等学校授業料減免規則(昭和二十八年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一に該当し、操行善良、学業優秀な」を「いずれかに該当する」に改め、同条第二号中「学資」を「学費」に、「堪えられなくなつた」を「堪えられなくなつた」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第六号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(建造物)に指定する。

平成二十一年三月十三日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

本堂城廻 村絵図	名称	員数
二幅	美郷町千屋字中小森九一番	秋田県教育委員会委員長 北林 真知子
美郷町	所有者	所在地

秋田県教育委員会告示第七号

秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(歴史資料)に指定する。

平成二十一年三月十三日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

二、一番一〇二、一番一四
八、字目貫谷地一番一六地
先、七九番一地先、一一番一
八地先、四九番一地先、一
番八四地先、一番一四四地
先、一番八七地先、一
番一地先、一番八五地先、一
番八三番一地先、四九番一地
先、四九番一地先、四九番
二地先、七二番二地先、八
三番一地先、一〇八番一地
先、字土橋一番三地先、七
番地先、字目貫谷地一
番一地先、字昭和台一四番
地先、字目貫谷地一
番一地先、字昭和台七四番と四三番二
三地先、市道水岡一号線に
接する地点に至る水路敷、
字目貫谷地四八番九のうち
字昭和台七四番と四三番二
の地先にある落差工に至る
水路敷、字目貫谷地六六番
地先、一番二三六と一二一
番の地先にある落差工に至
る水路敷

自治会

二十六条第一項の規定により、次の無形民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

平成二十一年三月十三日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

名称	所在地
にかほ市院内	にかほ市院内

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、コイ(マゴイ及びニシキゴイ)をいう。以下同じ。)の取扱いを次のとおり制限する。

平成二十一年三月十三日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 赤間 健太郎

一 指示をする区域
県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす県内の水面

二 指示の内容
(一) 持ち出しの制限
コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときは、当該水域のコイを持ち出しえはならない。ただし蔓延防止のため及び公的機関が試験研究並びに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 移植の制限
コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときは、その放流によってするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(三) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

(四) 遺棄の禁止
(1) 汚染水域由来でないこと。
(2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
(3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。
指示をする期間
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

正

誤

ページ
段行
誤

正

平成二十一年二月十七日（第二百五十五号）掲載の秋田県告示
第六十七号（市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範
囲等の一部改正）

（原稿誤り）
一 下 終りから三 井川町、美郷町
、東成瀬村 美郷町、東成瀬
村 村

発行者 秋 田 県

購読料金
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄
電話(0182)87-6666
FAX(0182)87-6666
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp